

二本松市新型コロナウイルスワクチン接種計画について

二本松市の接種体制は下記のとおりとする。

◇「近くて安心」をキーワードに、接種方法は基本的に「個別接種」（病院や、診療所での接種）とし、補完的に「日曜集団接種」を組み合わせるものとする。

近くて・・・最寄りの病院、診療所での接種が可能

安心・・・通いながれた「かかりつけ医」が接種するので安心

◇個別接種会場は、安達医師会 5か所の病院と26か所の診療所の予定

◇日曜集団接種会場は、2会場（二本松1 南達1）の予定

◇1日の接種数 平日 640回（予定） 日曜日 240回（予定）

《二本松市の概要》

【総人口】53,654人（令和3年1月1日現在）

《高齢者 18,220人》ファイザー社ワクチンでの接種を想定（65歳以上）

《一般 29,653人》その他のワクチンでの接種を想定（16歳以上64歳以下）

計47,873人

【接種率の想定】70%（今期高齢者インフルエンザワクチン接種率見込）

《予約の方法》

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種予約相談センター（以下コールセンターという。）への電話予約
 - ② 新型コロナウイルスワクチン接種予約LINE、ウェブサイトでの予約
 - ③ かかりつけ医や近隣の医療機関への直接予約
コールセンターでの予約代行をしている医療機関もあるので、接種券に同封する医療機関一覧で確認して予約する。
- 新型コロナウイルスワクチン接種予約相談センター（令和3年3月22日から稼働）

《高齢者及び高齢者施設等の従事者への接種》

1 高齢者の接種

接種場所	●「近くて安心」をキーワードとし、「かかりつけ医」での個別接種とする。 ●平日の接種が難しい場合には、日曜集団接種等での接種も可能。 ●かかりつけ医の往診による接種可能（かかりつけ医との相談必要）
接種券の発送	令和3年4月22日以降を予定
接種期間（予定）	令和3年4月から7月（7月以降でも可能）

2 高齢者施設入所者、施設従事者の接種について

◇施設入所者と従事者については、事後観察の環境が整っていること等を条件に同時期に接種が可能

接種場所	●施設内での接種とする。 ●施設医や嘱託医がいる場合には、その医療機関と相談して接種の対応をする。施設医や嘱託医がいない施設の場合には、市に相談する。市は安達医師会と協議し接種医を派遣する。 ●かかりつけ医の往診による接種（かかりつけ医との相談必要） ※高齢者インフルエンザ予防接種と同じように、施設内で接種できる体制を整える。
接種券の発送	令和3年3月29日
接種期間（予定）	令和3年4月から7月（7月以降でも可能）

《基礎疾患を有する方の接種》

接種場所	●「近くて安心」をキーワードとし、「かかりつけ医」での個別接種とする。 (平日の接種が難しい場合には、日曜集団接種等での接種も可能。)
接種券の発送	令和3年5月中を予定 ●接種券は段階的な発送となる見込みなので、該当する年代とならないと接種できないため、先に「 <u>新型コロナワクチン接種 基礎疾患等確認票</u> 」による申請をいただき、申請確認後に接種券を送付する。 申請開始は令和3年4月1日
接種期間(予定)	令和3年7月から(7月以降でも可能)

《64歳以下16歳以上の方の接種》

接種場所	●「近くて安心」をキーワードとし、「かかりつけ医」での個別接種とする。 ●平日の接種が難しい場合には、日曜集団接種等での接種も可能。
接種券の発送	令和3年6月から8月にかけて、段階的に発送予定 ●段階的な発送は、年齢区分とし、10歳刻みとするが、ワクチンの供給状況と、医療機関の接種状況により、弾力的に送付する。
接種期間(予定)	令和3年7月から(7月以降でも可能)

●やむを得ない理由がある場合で住民票所在地又は安達管内で接種できない方の対応

やむを得ない理由がある場合で住民票所在地又は安達管内で接種できない方は、原則接種を行う医療機関等が所在する市町村で、事前に申請を行う。

◇申請の方法

- ① 「住所地外接種届」を接種券の写しとともに、接種する市町村に申請する。
- ② 市町村は、内容を確認し「住所地外接種届出済証」を送付する。
- ③ 「住所地外接種届出済証」と接種券(または接種券の写し)をもって、接種する医療機関等に予約をする。

◇申請が必要な方

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 遠隔地に下宿等をしている学生
- ・ 単身赴任者
- ・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者

◇例外として申請を省略できる方

- ・ 病院や介護施設等に入院、入所している方
- ・ 基礎疾患を持つ方で、主治医のもとで接種する方
- ・ 災害による被害にあった方
- ・ 拘留又は留置されている方、受刑者

《東日本大震災における原子力災害等により避難されている方への対応》

住所地である避難元市町村が、「接種券」と「住所地外接種届出済証」を避難先に予め送付する。
避難先で各自予約をとり、接種する。

- ・ 二本松市からの避難者 約500人(福島県調査による)
- ・ 二本松市への避難者 約1,200人(福島県調査による)

《ワクチン接種に関する相談・広報体制》

●市民からの相談

- ・新型コロナウイルスワクチン接種予約相談センター（令和3年3月22日から稼働）
接種に関する予約全般と接種に関する質問等について対応する。
- ・副反応等の医療の専門的な相談については、福島県で設置する相談窓口を紹介する。

●広報体制

- ・広報にほんまつ 4月号から
- ・二本松市公式ウェブサイト
- ・二本松市公式各種SNS（ツイッター、フェイスブック）
- ・周知用ポスター・チラシの作成、掲示、配布